

令和5年度第4回寒川町地域自立支援協議会資料における質疑・意見集約表

No.	議題	資料	質疑・意見	意見・質問に対しての方針等
1	2	1	発達障がい児の相談の年齢層はどのようになっているでしょうか？年齢の傾向によって、町に必要な事が見えてくると思います。就学前の場合は保育所支援や早期療育、思春期の場合は二次障がい（強度行動障害や精神障害）を防ぐために学校環境の整備など。	年齢別の集計が可能かについても検討しつつ、早期療育等のニーズ把握に努め、必要な支援に繋げてまいります。
2	2	1	福祉計画にあるように、今後相談事業の強化を図るのであれば、相談の内容などの精査、評価が必要になると思われる。すまいとゆいっとの内容の差異や援助方法の差異について、地域特性なのか、事業所の特性なのか、事業所の捉え方のせいなのか、寒川町に、どのような支援が必要か、どのような形の相談支援が必要か検討するために、もう少し明確になると良いと思われる。	定期的に、委託相談支援事業所連絡会を開催し、町内における相談の状況や支援方法について、また、町内で一律の相談支援が提供できるよう連携を図っております。今後もこの連絡会を活かしつつ、新たに配置予定の福祉職を中心に、相談内容の精査・評価等を行い、町の相談支援体制について検討してまいります。
3	2		精神障がいの方々のニーズを感じます。精神障がいに特化した啓発活動ができれば協力したいと思います。就労サービスについても精神の方のニーズが増えています。	精神障がいのある人の人数も年々増加しています。様々な場面で、引き続きご協力いただけるようお願いいたします。
4	2		話しはよく分かりました。	
5	3	2	8ページ 居宅介護(2)の「排尿」「排便」に「見守り等の支援」も入るのではないかと思います。	「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」に定められた基準となりますので、現状の記載のままとさせていただきます。
6	3	2	16ページ 障がい者数＝手帳取得者数ですが、手帳を持たない人がいるとして、その把握はできていますか。	手帳を持っていない人でも、障がい福祉サービスを受けることができます。障がい福祉サービス受給者の人数は把握しております。
7	3	2	31ページ②より、効果的な周知とは。	啓発内容に即した対象者や対象施設などを中心に、啓発活動を行うことなどを想定しております。
8	3	2	32ページ 2～3段目 後見人等の報酬の助成とは。	後見人等の報酬の助成とは、支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある知的障がいや精神障がいのある人に対し、家庭裁判所で選任された後見人等の報酬を補助することです。
9	3	2	38ページ最後の段 視覚障がい者の読書環境の整備はどの程度整っているのか。	活字図書や点字を音声で読み上げる音声読上機能や約40倍まで拡大できる拡大読書機能を備えた機器を寒川総合図書館の対面朗読室にて備えております。
10	3	2	55ページ 【国の基本指針】下から3行目「・・・提供体制の同行や障害者雇用・・・」の「同行」は「動向」では？	委員のご指摘のとおり、修正いたします。
11	3	2	P.62 重度訪問介護の時間分の計画の数字が少なすぎるかと思います。確認をお願いします。	令和3年度から令和5年度までの計画値は現在（第6期障がい福祉計画）のもので、令和6年度から令和8年度までの計画値は実績値を基に見込みました。

令和5年度第4回寒川町地域自立支援協議会資料における質疑・意見集約表

No.	議題	資料	質疑・意見	意見・質問に対しての方針等
12	3	3	パブリックコメント募集の概要版について。知的障がいや発達障がいなどの障がい者本人から意見を出しやすいように、誰にでもわかりやすい「わかりやすい版」を作成していただきたいです。	「わかりやすい版」の作成は、計画策定までのスケジュールがタイトなため、難しいものと考えておりますが、障がい者本人からの意見を可能な限り取り入れられるよう、事前アンケートや、ヒアリング等での対応を継続してまいります。また、多くの方に計画を知っていただけるよう、計画策定後には、音声データの作成などの対応をボランティア団体の協力を得て、続けてまいります。
13	3		計画相談のニーズに応じていけるよう、相談事業所の充足が図れるよう、今後具体策が講じられると良いと思います。	次期計画において、相談支援体制の充実・強化を謳うとともに、令和8年度には相談支援事業所数・相談員数の増加を見込んでおります。
14	3	2	誤字脱字は訂正のみで説明は不要だと思いました。	事前配布した資料に訂正箇所がでたため、説明しながら訂正のお願いをしました。
15	3		障がいの程度や付き添いの介護者が利用できないとの話で、町独自の他の自治体の見本となる様なこともしてあげて欲しい。	町独自の障がい福祉サービスについては、財源の問題もありますので、慎重に検討してまいりたいと考えます。ただし、障がい福祉サービスの担い手不足を解消するための取り組みなど、町として可能な範囲での対応を続けてまいります。（令和5年度には町広報誌で福祉の仕事に興味を持ってもらえるよう連載で記事を掲載しました）
16	4		まだ周知が不十分なので、毎年続けてもらいたいと思う。図書館の入口に目立つような案内があると良いと思う。	障害者差別解消法啓発活動における図書館展示につきましては、障がいのある人に対する理解の促進を図るため、また、差別や偏見を解消するためにも、継続した啓発活動を進めてまいります。なお、図書館の入口における案内については、打ち合わせ時に相談をしておりますが、対応は難しいとの返事をいただいております。
17	4		コロナも明けたので、今後食品の販売も実施できると嬉しいです。	令和5年度においては、にっこりマーケット等も再開しております。今後も引き続き事業所連絡会と連携し、事業を実施していきたいと考えております。
18	5		通学支援について他市の情報を聞いて良かったです。ヒントになると思います。通学送迎で家族が疲弊してしまったり、家族の事情で通学できなかったりすると、家族共倒れやお子さんの二次障がいを引き起こす可能性があります。将来の自立に向けて大切な時期なので対策をお願いします。	移動支援事業については、様々なご意見をいただいております。ヘルパーの不足もありますので、引き続き、実施方法等の見直しを含め、検討を続けてまいります。
19	5		ヘルパー不足は、親が高齢になってくると急をお願いしたいとき増えるので、解決方法を早急に。	障がい福祉サービスの担い手不足を解消するための取り組みについては、町として可能な範囲での対応を続けてまいります。一方で、在宅からグループホーム等への切り替えなど、親なき後を見据えたサービス利用について、相談支援事業所等を通じ、必要に応じて、ご本人やご家族にお伝えしていきたいと考えております。

令和5年度第4回寒川町地域自立支援協議会資料における質疑・意見集約表

No.	議題	資料	質疑・意見	意見・質問に対しての方針等
20	5		ボランティアにお願いするのは、どこまで可能なのか？（例：付添い、見守り、散歩等、）また、時間は何時間まで可能なのか？	寒川町社会福祉協議会では「サポートさむかわ」という事業を運営しており、これまでの活動実績の主な内容は、草むしり、窓ふき、電球の交換、衣替え、話し相手等となります。 ボランティアは、制度のすき間やインフォーマルな分野で活動し、力を発揮します。ですから、ボランティア活動の内容にあらかじめ制限があるということはありませんが、反対に、制度で対応できることにボランティアが同じように関わることはありません。このことから、福祉サービスの代わりになるものではないと言えます。
21	5		有償ボランティアのこと、詳しく知りたい。	寒川町社会福祉協議会で行う事業に「有償ボランティア」はありません。